会第２号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年３月19日

提 出 者　　滋賀県議会議会運営委員会

委員長　目　片　信　悟

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条　（招集）」を「第12条　（招集）<br>第12条の２　（出席の特例）」に改める。

第２条第２号中「土木交通・警察・企業常任委員会」を「文スポ・土木・警察常任委員会」に「土木交通部」を「文化スポーツ部」に、「企業庁」を「土木交通部」に改め、同条第４号中「厚生・産業常任委員会」を「厚生・産業・企業常任委員会」に、「労働委員会の所管に属する事項」を「労働委員会の所管に属する事項<br>企業庁の所管に属する事項」に改め、同条第５号中「教育・文化スポーツ常任委員会」を「教育・子ども若者常任委員会」に、「文化スポーツ部」を「子ども若者部」に改める。

第12条の次に次の１条を加える。

（出席の特例）

第12条の２　委員長は、委員が次に掲げる事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが著しく困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

(1)　大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由

(2)　育児、介護その他のやむを得ない事由

２　前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をすることができる委員については、委員会に出席したものとみなして、次条、第14条第１項および第27条第１項ならびに滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第８号）第４条第１項（委員会に係る部分に限る。）の規定を適用する。

付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員として在任する者は、それぞれ右欄に掲げる常任委員会の委員となるものとする。

| | |
|---|---|
| 土木交通・警察・企業常任委員会 | 文スポ・土木・警察常任委員会 |
| 厚生・産業常任委員会 | 厚生・産業・企業常任委員会 |
| 教育・文化スポーツ常任委員会 | 教育・子ども若者常任委員会 |